（令和８年11月20日　掲載）

質　問　応　答　書

調達件名　令和8年度ポイ捨て等防止条例周知啓発及び周知用地図データ制作等業務

業務

番号	質　問　事　項	回　　答
1	1.仕様書4ページⅡ　5(1)　「映像放映」について 指定された各広告媒体の放映枠に係る費用は、本業務の委託料に含める必要があるか。それとも、札幌市が別途負担するものか。	放映枠にかかる費用も本業務の委託料に含めていただく必要があります。
2	2.仕様書6ページⅡ　5(3)　「喫煙制限区域図データ制作」について 現行の喫煙制限区域図について、Adobe　Illustrator形式等の編集可能な元データ及び地図制作に使用可能な基礎データは提供されるか。	仕様書別添の喫煙制限区域拡大案について、Adobe　Illustrator形式等の編集可能な元データの提供が可能です。上記案の図を参考に、喫煙制限区域図データを作成していただきますが、概ね実際の縮尺に基づく基礎データ及び地図を本市が有していないため、本業務により受託者が地図データ作成を行い、その著作権とともに本市に提供する主旨となります。
3	3.仕様書6～7ページⅡ　5(4)ア「喫煙所調査」について 調査対象範囲として記載されている「喫煙制限区域拡大案(修正案)の範囲及び周辺」のうち、「周辺」について具体的な範囲の指定はあるか。 また、当該範囲内の全店舗・施設等を対象とした悉皆調査を想定しているのか、それとも、公表データ等を活用して抽出した喫煙所等を対象とする調査で差し支えないか。	調査対象範囲として記載している「周辺」については、概ね区域境界外側の概ね1丁区画程度は必須となりますが、状況により多少幅をとるエリアも考えうるため、最終的な具体の範囲については、委託者・受託者間の協議により調整させていただきます。 原則として、当該範囲内の全店舗・施設等を対象とした悉皆調査を想定しております。その調査方法は仕様書6～7ページⅡ5(4)ア（ウ）記載の「現地調査の他、既知の公表データ等に基づく聞き取り調査等によることも可能」とします。なお、本市で把握している飲食店分の喫煙可能店舗の情報については参考提供可能です。
4	4.仕様書67ページ　Ⅱ　5　(4)ア「喫煙所調査」について	質問事項３に記載のとおり、本市で把握している飲食店分の喫煙可能店舗の情報については参考提供可能です。

	調査の実施にあたり、札幌市が既に把握している喫煙所等の一覧や関連資料は提供されるか。	
5	5.仕様書7ページⅡ　5　(4)イ　「制度周知」について 喫煙所の設置者に対する制度周知について、周知方法の指定はあるか。また、周知に使用する資料等は札幌市から提供されるか。	周知方法についても委託者が指示を行います（聞き取り時の口頭周知、ホームページの案内等を想定）。また、本市が配布資料を提供することは想定していませんが、受託者負担の上で配布資料を印刷・準備することはありません。
6	6.仕様書9ページ　Ⅱ　8「再委託」及び契約書案第5条「再委託の禁止」について 指定された広告媒体での映像放映にあたり、当該媒体の運営事業者又は広告代理店を通じて広告枠の購入及び放映の依頼を行うことは、再委託に該当するか。また、再委託に該当する場合は、札幌市の事前承諾を得ることで実施可能か。	当該媒体の運営事業者を通じた広告枠の購入及び放映の依頼を行うことは、再委託に該当しませんが、広告代理店を通じた広告枠の購入及び放映の依頼を行うことは、再委託に該当します。また、再委託に該当する場合は、本市の事前承諾を得ることで実施可能です。